
第4部

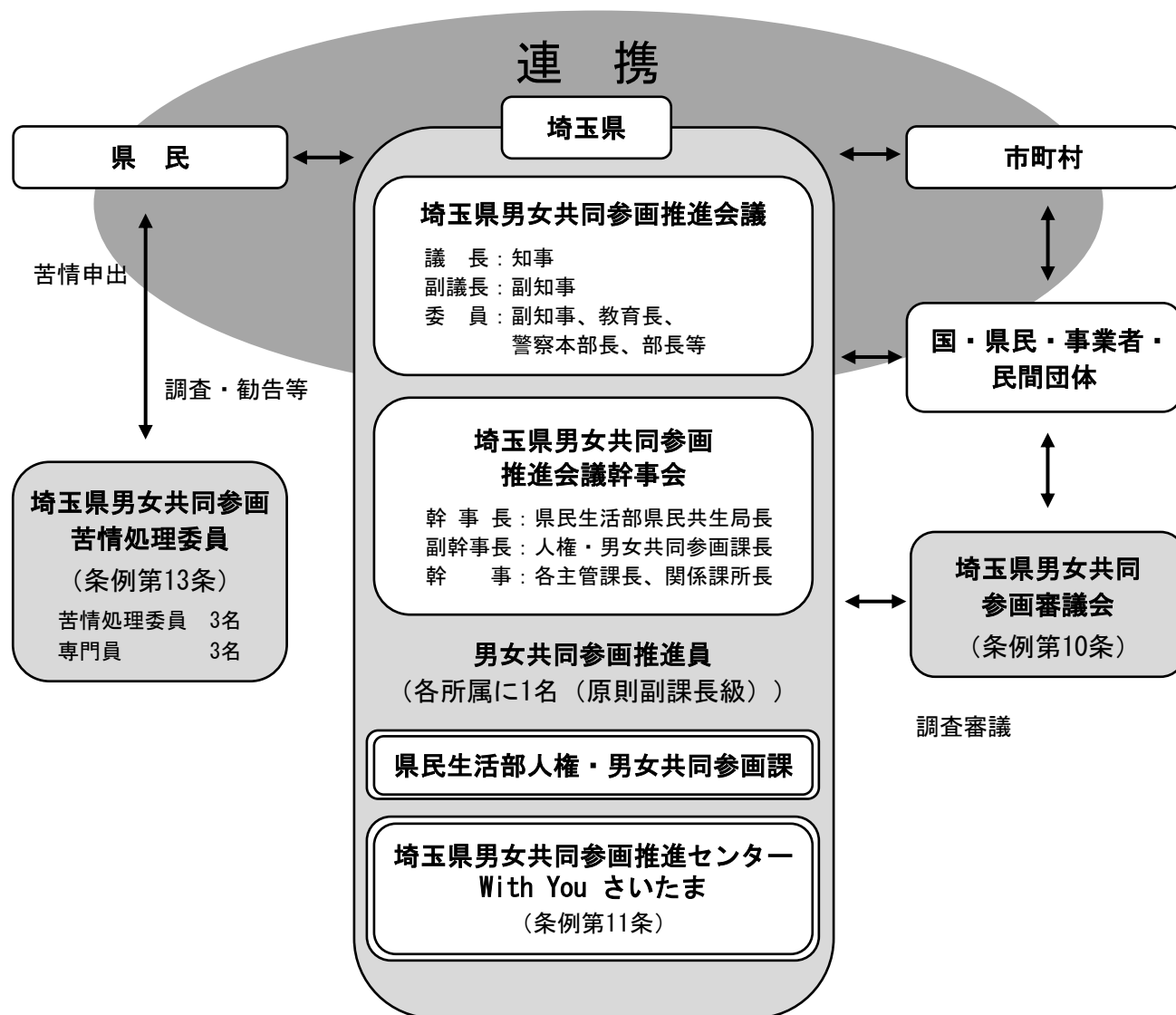
資料編

- 1 総合的な推進体制の整備
- 2 県における審議会等の女性の登用状況
- 3 男女共同参画に関する年表
- 4 埼玉県内の男女共同参画推進施設一覧
- 5 埼玉県男女共同参画推進条例

1 総合的な推進体制の整備

(1) 庁内推進体制の整備

あらゆる分野への幅広い男女共同参画の推進に向け、総合的に計画を実施していくために、埼玉県男女共同参画推進会議、幹事会、また各所属に1名ずつ男女共同参画推進員を設置し、全庁的に取り組みます。



※条例：埼玉県男女共同参画推進条例

(2) 埼玉県男女共同参画審議会の意見の反映

男女共同参画審議会の意見を、積極的に施策へ反映させていきます。

(3) 埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた総合的な拠点施設として、①情報収集・提供、②相談、③講座・研修、④自主活動・交流支援、⑤調査・研究などの各事業を行うことにより、県の施策を実施し、並びに県民・事業者及び市町村による男女共同参画の取組を支援します。

(4) 苦情処理制度の運用

苦情を適切かつ迅速に処理するため、より一層、関係機関と有機的な連携を図っていきます。また、広く県民が利用できるよう制度の周知徹底を図ります。

2 県における審議会等の女性の登用状況（令和6年4月1日現在）

	審議会等名称	委員数(人)	女性数(人)	女性比率
1	埼玉県本人確認情報保護審議会	5	3	60.0%
2	埼玉県固定資産評価審議会	10	6	60.0%
3	埼玉県国土利用計画審議会	16	8	50.0%
4	埼玉県土地利用審査会	7	4	57.1%
5	埼玉県公務災害補償等認定委員会	5	3	60.0%
6	埼玉県公務災害補償等審査会	3	1	33.3%
7	埼玉県職員健康審査会	8	4	50.0%
8	埼玉県公益法人認定等審議会	5	4	80.0%
9	埼玉県行政不服審査会	9	4	44.4%
10	埼玉県情報公開審査会	9	4	44.4%
11	埼玉県個人情報保護審査会	6	3	50.0%
12	埼玉県私立学校助成審議会	13	6	46.2%
13	埼玉県私立学校審議会	14	6	42.9%
14	埼玉県男女共同参画審議会	17	10	58.8%
15	埼玉県青少年健全育成審議会	14	6	42.9%
16	埼玉県スポーツ推進審議会	17	8	47.1%
17	埼玉県消費生活審議会	15	7	46.7%
18	埼玉県交通安全対策会議	29	13	44.8%
19	埼玉県国民保護協議会	42	10	23.8%
20	埼玉県防災会議	72	27	37.5%
21	埼玉県環境審議会	20	10	50.0%
22	埼玉県公害審査会	10	4	40.0%
23	埼玉県環境影響評価技術審議会	18	8	44.4%
24	埼玉県社会福祉審議会	19	8	42.1%
25	埼玉県介護保険審査会	14	7	50.0%
26	埼玉県障害者施策推進協議会	20	11	55.0%
27	埼玉県障害児通所給付費等不服審査会	7	3	42.9%
28	埼玉県障害者介護給付費等不服審査会	7	4	57.1%
29	埼玉県児童福祉審議会	17	10	58.8%
30	埼玉県子どもの権利擁護委員会	3	1	33.3%
31	埼玉県精神医療審査会	33	11	33.3%
32	埼玉県公立学校法人埼玉県立大学評価委員会	5	2	40.0%
33	埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会	5	2	40.0%
34	クリーニング師試験委員	8	4	50.0%
35	製菓衛生師試験委員	7	3	42.9%
36	埼玉県感染症診査協議会	40	11	27.5%
37	埼玉県国民健康保険運営協議会	13	7	53.8%
38	埼玉県国民健康保険審査会	9	4	44.4%
39	埼玉県後期高齢者医療審査会	9	4	44.4%
40	埼玉県医療審議会	18	8	44.4%
41	埼玉県救急医療機関審査会	11	5	45.5%

	審 議 会 等 名 称	委員数(人)	女性数(人)	女性比率
42	埼玉県小児慢性特定疾病審査会	10	2	20.0%
43	埼玉県がん登録審議会	3	1	33.3%
44	埼玉県精神保健福祉審議会	16	8	50.0%
45	埼玉県指定難病審査会	7	3	42.9%
46	埼玉県公衆浴場入浴料金審議会	8	4	50.0%
47	埼玉県地方薬事審議会	15	10	66.7%
48	埼玉県大規模小売店舗立地審議会	8	4	50.0%
49	埼玉県職業能力開発審議会	10	5	50.0%
50	埼玉県種苗審議会	9	4	44.4%
51	埼玉県森林審議会	15	7	46.7%
52	埼玉県建設工事紛争審査会	15	7	46.7%
53	埼玉県土地収用事業認定審議会	7	4	57.1%
54	埼玉県水防協議会	15	7	46.7%
55	埼玉県都市計画審議会	22	10	45.5%
56	埼玉県景観審議会	13	6	46.2%
57	埼玉県開発審査会	7	3	42.9%
58	埼玉県建築審査会	7	4	57.1%
59	埼玉県建築士審査会	5	3	60.0%
60	埼玉県宅地建物取引業審議会	5	2	40.0%
61	埼玉県教職員健康審査会	12	5	41.7%
62	埼玉県地方産業教育審議会	15	7	46.7%
63	埼玉県いじめ問題調査審議会	5	1	20.0%
64	埼玉県障害児就学支援委員会	20	9	45.0%
65	埼玉県教科用図書選定審議会	20	12	60.0%
66	埼玉県社会教育委員	19	8	42.1%
67	埼玉県生涯学習審議会	19	8	42.1%
68	埼玉県立図書館協議会	13	7	53.8%
69	埼玉県文化財保護審議会	18	7	38.9%
70	埼玉県立歴史と民族の博物館協議会	17	9	52.9%
71	埼玉県立近代美術館協議会	12	7	58.3%
72	埼玉県留置施設視察委員会	8	3	37.5%
73	警察署協議会	431	204	47.3%
74	埼玉県教育委員会	5	2	40.0%
75	埼玉県公安委員会	5	1	20.0%
76	埼玉県選挙管理委員会	4	0	0.0%
77	埼玉県監査委員	4	1	25.0%
78	埼玉県人事委員会	3	1	33.3%
79	埼玉県労働委員会	15	6	40.0%
80	埼玉県収用委員会	7	3	42.9%
81	埼玉県内水面漁場管理委員会	13	3	23.1%
		1,471	662	45.0%

3 男女共同参画に関する年表

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き		
			組 織	行 動 計 画	主要事業その他
1945 (S20)	○国連憲章採択	○衆院法改正(成年女子に参政権)			
1946 (S21)	○国連に「婦人の地位委員会」設置	○戦後初の総選挙で女性の選挙権が行使され女性国会議員39人誕生			
1947 (S22)		○日本国憲法施行 ○民法改正・家制度廃止			
1948 (S23)	○第3回国連総会で「世界人権宣言」採択				
1967 (S42)	○第22回国連総会で「婦人に対する差別撤廃宣言」採択				
1975 (S50)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議(メキシコ・シテイ)で「世界行動計画」を採択	○「婦人問題企画推進本部」発足 ○総理府婦人問題担当室設置			
国連婦人の十年	1976 (S51)	○民法一部改正(離婚後の氏の選択自由に) ○第1回日本婦人問題会議(労働省)	○生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置		
	1977 (S52)	○国内行動計画策定 ○国立婦人教育会館が嵐山町に開館	○企画財政部に婦人問題企画室長設置 ○婦人問題庁内連絡会議設置		○埼玉婦人問題会議発足
	1978 (S53)		○第1回埼玉県婦人問題協議会		
	1979 (S54)	○第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択	○県民部に婦人問題企画室長設置		
	1980 (S55)	○「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ○女子差別撤廃条約の署名式	○県民部婦人対策課設置 ○婦人関係行政推進会議設置	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定	
	1981 (S56)	○ILO第156号条約の採択(ILO総会)(男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)			
	1984 (S59)	○国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍:父系血統主義→父母両系主義)		○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	
	1985 (S60)	○「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ)、「ナイロビ将来戦略」採択、NGOフォーラム開催	○「女子差別撤廃条約」批准 ○「男女雇用機会均等法」成立 ○労働基準法一部改正(施行は昭和61年)		○「国連婦人の十年」最終年世界会議NGOフォーラムに派遣団参加
	1986 (S61)			○「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
	1987 (S62)	○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	○婦人対策課を婦人行政課に名称変更		
1989 (H1)		○法例一部改正(婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等)			

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き		
			組 織	行 動 計 画	主要事業その他
1990 (H2)	○「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ○ILO第171号条約(夜業に関する)採択(ILO総会)			○「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定	○埼玉県県民活動総合センター(伊奈町)開館
1991 (H3)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ○育児休業法成立(施行は平成4年)	○婦人行政課を女性政策課に名称変更		
1992 (H4)		○初の婦人問題担当大臣設置			
1993 (H5)	○世界人権会議(ウィーン) ○「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)	○パートタイム労働法成立			○「埼玉女性の歩み」発行
1994 (H6)	○ILO第175号条約(パートタイム労働に関する)採択(ILO総会) ○国際人口・開発会議開催(カイロ)	○総理府男女共同参画室発足 ○内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置			○「1994彩の国の女性」発行
1995 (H7)	○社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ○第4回国連世界女性会議開催(北京)「行動綱領」「北京宣言」の採択	○育児・介護休業法成立 ○ILO第156号条約批准		○「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定	
1996 (H8)		○「男女共同参画2000年プラン」策定			○「世界女性みらい会議」開催
1997 (H9)		○労働基準法一部改正(女子保護規定の廃止等:施行は平成11年) ○男女雇用機会均等法一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定:一部を除き平成11年施行)	○県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更 ○女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組		○女性センター(仮称)基本構想策定
1998 (H10)					○女性センター(仮称)基本計画策定
1999 (H11)	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	○男女共同参画社会基本法成立 ○児童買春・児童ポルノ禁止法成立			○女性問題協議会:男女共同参画推進条例(仮称)答申
2000 (H12)	○女性2000年会議開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」採択	○「男女共同参画基本計画」策定 ○ストーカー規制法成立	○環境生活部女性政策課から総務部女性政策課に組織変更	○埼玉県男女共同参画推進条例施行	○「彩の国国際フォーラム2000」開催 ○苦情処理機関の設置 ○訴訟支援の実施
2001 (H13)		○内閣府に男女共同参画局設置 ○男女共同参画会議設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立	○女性政策課を男女共同参画課に名称変更		
2002 (H14)				○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定	○埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)開設

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き		
			組 織	行 動 計 画	主要事業その他
2003 (H15)		○「次世代育成支援対策推進法」成立			
2004 (H16)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正			○女性チャレンジ支援事業開始
2005 (H17)	○第49回国連婦人の地位委員会「北京＋10」開催	○「男女共同参画基本計画(第2次)」策定			
2006 (H18)		○「男女雇用機会均等法」一部改正(男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等：施行は平成19年)		○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	
2007 (H19)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」中間見直し、「埼玉県男女共同参画推進プラン」とする	
2008 (H20)			○総務部男女共同参画課を県民生活部男女共同参画課に組織変更		○女性キャリアセンター開設
2009 (H21)		○女子差別撤廃委員会の総括所見公表		○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定	
2010 (H22)	○第54回国連婦人の地位委員会「北京＋15」開催	○「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	○女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合		
2012 (H24)	○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	○産業労働部ウーマノミクス課設置 ○女性キャリアセンターをウーマノミクス課に組織変更	○「埼玉県男女共同参画基本計画(平成24年度～平成28年度)」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定	○埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加
2013 (H25)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(施行は平成26年) ○「日本再興戦略」(6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる			
2014 (H26)	○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo2014)開催			
2015 (H27)	○第59回国連婦人の地位委員会「北京＋20」記念会合	○「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立、施行 ○「男女共同参画基本計画(第4次)」策定			

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き		
			組 織	行 動 計 画	主要事業その他
2017 (H29)				○「埼玉県男女共同参画基本計画(平成29年度～平成33年度)」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」策定	
2018 (H30)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立、施行 ○民法一部改正(女性の婚姻開始年齢の引上げ:施行は令和4年)			
2019 (R1)		○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正			
2020 (R2)	○第64回国連婦人の地位委員会「北京+25」開催	○「男女共同参画基本計画(第5次)」策定			
2021 (R3)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	○産業労働部ウーマノミクス課を廃止し、人材活躍支援課、多様な働き方推進課に再編 ○女性キャリアセンターを人材活躍支援課に組織変更		
2022 (R4)		○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立(一部を除き令和6年施行) ○民法一部改正(女性の再婚禁止期間の廃止等:施行は令和6年)	○県民生活部人権推進課及び男女共同参画課を統合し、人権・男女共同参画課を設置	○「埼玉県男女共同参画基本計画(令和4年度～令和8年度)」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」策定	
2023 (R5)					○ジェンダー主流化試行点検の実施
2024 (R6)			○婦人相談センターを男女共同参画推進センターに組織統合	○「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画(令和6年度～令和8年度)」策定	○ジェンダー主流化事業点検の実施

4 埼玉県内の男女共同参画推進施設一覧（令和6年4月1日現在）

（１）国・県の機関

団体名	名称	住所・ホームページアドレス	電話番号	FAX番号
県	埼玉県男女共同参画推進センター ウィズ・ユー 「With You さいたま」	さいたま市中央区新都心2-2 (ホテルブリランテ武蔵野3・4F)	048-601-3111	048-600-3802
		https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/		
国	独立行政法人国立女性教育会館 「NWEC（ヌエック）」	比企郡嵐山町菅谷728	0493-62-6711	0493-62-6720
		http://www.nwec.jp		

（２）市町村の機関（20市町21施設）

	団体名	名称	住所	電話番号	FAX番号
1	さいたま市	さいたま市男女共同参画推進センター 「パートナーシップさいたま」	さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階	048-642-8107	048-643-5801
2	さいたま市	男女共同参画相談室	さいたま市浦和区上木崎4-4-10 子ども家庭総合センター4階	048-711-5739	048-711-8904
3	川越市	川越市男女共同参画推進施設	川越市新宿町1-17-17	049-249-3777	049-249-1180
4	熊谷市	熊谷市男女共同参画推進センター 「ハートピア」	熊谷市筑波3-202 ティアラ21 4階	048-599-0011	048-599-0012
5	川口市	川口市男女共同参画活動拠点施設	川口市川口1-1-1 キュボ・ラ本館棟M4階	048-227-7605	048-226-7718
6	行田市	行田市男女共同参画推進センター 「VIVAぎょうだ」	行田市佐間3-23-6	048-556-9301	048-556-9310
7	所沢市	所沢市男女共同参画推進センター 「ふらっと」	所沢市寿町27-7 コンセルタワー所沢2階	04-2921-2220	04-2921-2270
8	加須市	加須市女性センター	加須市中央2-4-17	0480-62-1111 (人権・男女共同参画課)	0480-62-5981 (同左)
9	春日部市	春日部市男女共同参画推進センター 「ハーモニー春日部」	春日部市緑町3-3-17	048-731-3333	048-733-0071
10	狭山市	狭山市男女共同参画センター	狭山市入間川1-3-1	04-2937-3617	04-2937-3616
11	羽生市	羽生市男女共同参画推進センター 「PURPLE羽生」	羽生市中央3-7-5 羽生市民プラザ	048-561-1681	048-562-1889
12	上尾市	上尾市男女共同参画推進センター	上尾市本町1-1-2	048-778-5111	048-778-5112
13	草加市	草加市文化会館 図書資料室 「男女共同参画さわやかサロン」	草加市松江1-1-5 草加市文化会館内	048-931-9325	048-936-4690
14	越谷市	越谷市男女共同参画支援センター 「ほっと越谷」	越谷市大沢3-6-1 バルテきたこし3階	048-970-7411	048-970-7412
15	戸田市	上戸田地域交流センター 「あいパル」	戸田市上戸田2-21-1	048-229-3133	048-229-3996
16	入間市	入間市男女共同参画推進センター	入間市豊岡4-2-2	04-2964-2536	04-2964-2539
17	朝霞市	朝霞市女性センター 「それいゆぶらざ」	朝霞市青葉台1-7-1	048-463-2697	048-463-0524
18	八潮市	男女共同参画支援センター 「八潮女性サロン」	八潮市大瀬1-1-1 マイノループ1階 八潮駅前出張所	048-996-2159	048-995-7368
19	坂戸市	坂戸市勤労女性センター 「Lieben（リーベン）」	坂戸市千代田1-1-22	049-281-3595	049-283-1640
20	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市女性センター 「ハーモニー」	鶴ヶ島市大字脚折1922-7	049-287-4755	049-271-5297
21	上里町	上里町男女共同参画推進センター 「ウィズ・ユー上里」	児玉郡上里町大字七本木393	0495-35-1357	0495-34-2523

5 埼玉県男女共同参画推進条例

(平成12年3月24日条例第12号)

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

- 第3条** 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
 - 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
 - 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようすることを旨として、行われなければならない。
 - 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
 - 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条** 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。
 - 3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

- 第6条** 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。
2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
- 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
- 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- 八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じ、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じ、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。